

浦安市規則第41号

浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付規則の 一部を改正する規則

浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付規則（令和5年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「令和5年4月1日」を「令和6年4月1日」に改め、同条第3号中「、C P S Cマーク又はS N E L Lマーク」を「若しくはC P S Cマーク」に改め、「もの」の次に「又はこれらに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので市長が認めたもの」を加え、同条第4号中「小中学生」を「小中学生等」に改め、同条第6号イ中「、令和5年4月1日時点において」を削り、「、又は同月2日以後において記録された小中学生」を「小中学生等」に改める。

第3条及び第4条中「小中学生」を「小中学生等」に改める。

第8条第1項前段中「、令和5年4月1日から同年6月30日（市長が特に認めるときは、市長が別に定める日）までの間に、事業協力店その他市長が認めた店舗から小中学生のための自転車乗車用ヘルメットを購入した者」を「市長が特に必要と認めたもの」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

別記第3号様式中

「

2 添付書類

- (1) 市から配付された割引券
- (2) 領収書その他自転車乗車用ヘルメットを購入したことを証する書類

」

を

「

2 添付書類

領収書その他自転車乗車用ヘルメットを購入したことを証する書類

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。